

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部改正の概要

建築指導課

1 改正の趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布された。

これに伴い、建築基準法が改正されることから、関連する長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則について所要の改正を行う。

2 改正の概要

建築基準法の項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。(第3条、第8条)

3 施行期日

令和7年1月31日から施行する。